

酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

# 三重県酒類販売事業者等支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されたことに伴い、その適用区域内の飲食店への休業要請又は酒類の提供停止を伴う時短要請の影響を受け、売上が減少した県内の酒類販売事業者等に支援金を支給します。

## 1 対象事業者

### 酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

詳しくは、[三重県HPに掲載の申請要項・Q&A](#)を参照してください

## 2 支給金額

支給対象月(令和3年4月、令和3年5月)ごとに、1事業者あたり、以下の額を上限に支給

**中小法人等：20万円** / **個人事業者等：10万円**

## 3 主な支給要件

※申請にあたっては、必ず要項を確認してください

- (1) 三重県内に事業所を有し、令和3年3月31日以前から事業を営んでいること
- (2) 令和3年3月31日以前に、[酒類製造免許](#)、[酒類販売業免許](#)のいずれかを取得していること
- (3) 休業要請又は酒類の提供停止を伴う時短要請を受けた飲食店又はその間取引先と、[反復継続した取引](#)を行っていること
- (4) 令和3年4月、令和3年5月ごとにそれぞれの売上が、前年同月比又は前々年同月比で30%以上、50%未満減少していること

## 4 申請期間と提出方法

**郵送のみ** 令和3年**6月8日(火)**から**7月30日(金)**まで (消印有効)

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局 宛

※ 封筒オモテ面に「[申請書在中](#)」とご記載ください

## 5 支援金に関するお問い合わせ

三重県飲食店取引事業者等・酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL: **059-224-2838**) 受付時間: 平日9時から17時 ※土日祝を除く  
開設期間: 令和3年8月18日(水)17時まで

## 6 申請に必要な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を熟読のうえ、必要書類を整え提出してください
- 申請には、申請要項に定める申請書(様式)、誓約書(様式)等のほかに、次の書類が必要です

① 取引先飲食店等の情報	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置により休業又は酒類の提供停止を伴う時短営業をした飲食店又はその間取引先の情報
② 取引先飲食店等との取引内容が確認できる資料	取引先飲食店等との令和2年4月以降、2回の取引内容が確認できる書類(例 納品書、領収書 等)
③ 売上台帳等	令和3年4月、令和3年5月(対象月)と、その前年同月又は前々年同月分(比較月)の売上額のわかる売上台帳等の写し
④ 確定申告書の写し	直近の「法人税の申告書(別表一)」(法人)、「所得税の申告書B(第一表)」(個人)の写し
⑤ 本人確認ができる書類又は履歴事項証明書	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人)履歴事項証明書等(法人)
⑥ 通帳の写し	通帳のおもて面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

## 7 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

### ① 三重県庁のホームページからダウンロード

([https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00005.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00005.htm))

三重県 酒類 支援金

検索



### ② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局 宛 ※ 7月21日(水)到着分まで

※ 封筒おもて面に「申請書請求」とご記載ください

※ 返信先を記入し、390円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

## 8 三重県酒類販売事業者等支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 059-224-2838

受付時間: 9時から17時

開設期間: 6月8日(火)～8月18日(水) ※土日祝を除く